

都市計画決定	平成20年12月26日
変更（都市施設の変更）	平成27年3月13日
変更（地区整備計画変更）	平成30年4月1日

○西原足山田地区計画の方針

名 称		西原足山田地区計画
位 置		豊川市西原町水上の一部 豊川市足山田町小金の一部 豊川市足山田町五反田の一部
面 積		約7.6ha
区域の整備開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、本市北部の主要地方道豊川新城線沿いに位置し、平成5年に工業用地として開発された地区である。 当地区を含む一宮西部地区は、企業立地を積極的に促進し、工業生産・物流拠点機能の充実を図り、合併による土地の連たん効果を最大限に活用し、環境にやさしい新産業誘致を進める地区として位置づけられている。 そこで本計画では、現在の工業用地の位置づけを継承しつつ、新たな産業核として地域産業の高度化、活性化の拠点とすべく、周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間形成を図ることを目的とする。
	土地利用の方針	本地区は旧一宮町時代に工業拠点のひとつとして計画的に整備された工業用地であり、工業に特化した土地利用を推進する地区として、工業利便性の維持・向上に努める。 一方で、工業生産活動が周辺の景観、集落及び農業に及ぼす影響を考慮し、周辺環境との調和を図る。
	地区施設の整備の方針	緑地及び公共空地は、すでに確保、整備されているため、これの維持・保全に努める。
	建築物等の整備の方針	良好かつ周辺環境と調和の図られた工業用地の形成及び景観の維持を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を行う。

地区整備計画

地区整備計画	地区施設の配置 及び規模		緑地	名称	面積		配置
				緑地 1 号	0.86ha		計画図表示のとおり
			公共空地	名称	面積	容量	配置
				調整池 1 号	0.93ha	9,600m ²	計画図表示のとおり
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 工場（日本標準産業分類大分類E製造業に分類されるもの）及びそれに関連する研究開発施設。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項第一号に掲げるものを除く。 2. 物流施設				
		建築物の容積率の最高限度	10分の15				
		建築物の敷地面積の最低限度	10,000平方メートル				
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離は、4メートル以上とする。ただし、軒の高さ3メートル以下の守衛室その他これに類するものは除く。				
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態及び色彩は、原則として原色や装飾を避け、周辺の環境と調和したものとする。				